

令和5年 第4回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年6月9日

招集年月日	令和5年6月2日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年6月2日 午前10時43分			議長	中本 正廣
	閉会	令和5年6月9日 午後2時20分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢立 孝彦	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	11番	佐々木 美知夫		1番	角田 伸一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		教育次長	園田 哲也	
	参事	木本 英哲		教育課長	瀬川 善博	
	会計管理者兼 総務課長	長尾 航治		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	総務課課長補佐	郷田 亮		—	—	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	金 升龍也		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	山本 博子		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長兼 会計課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
衛生対策室長	森脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年6月9日

	諸般の報告
議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (松原・小板辺地飲用水供給施設)
議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (二郷辺地加工施設)
議案第47号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第48号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
議案第49号	財産の取得について (消防団活動服及びアポロキャップ)
議案第50号	財産の取得について (ホイールローダ除雪車)
議案第51号	令和5年度安芸太田町一般会計補正予算 (第2号)
議案第52号	令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第53号	令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第54号	令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
陳情第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について
発委第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
発議第2号	安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和5年第4回定例会
(令和5年6月9日)
(開会 午後1時28分)

○中本正廣議長

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長からお手元に配付のとおり、承認第3号が追加議案として送付されました。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 議案第45号

日程第3. 議案第46号

○中本正廣議長

日程第2、議案第45号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（松原・小坂辺地飲用水供給施設）及び、日程第3、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（二郷辺地加工施設）の2件を一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長。

はい、それでは議案第45号、第46号の説明をさせていただきます。議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めます。総合整備計画の概要について説明させていただきます。次ページをお願いいたします。当該計画の対象辺地は、松原・小坂辺地でございます。辺地の概要につきましては、記載のとおりでございます。公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、松原排水区水道管は、昭和50年に管路整備を集中して行っており、以降布設替を行っておらず、恒常的に漏水が発生している状況でございます。これらの排水管を耐震性のあるものに更新しようとするものでございます。公共施設の整備計画は、令和5年度から令和9年度の5年間で、事業費は1億7,702万5千円の計画額でございます。続きまして、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めます。次ページをお願いします。総合整備計画書の概要を説明いたします。当該計画の対象辺地は、二郷辺地でございます。辺地の概況につきましては、記載のとおりでございます。公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、梅の里鬼後漬物作業室では、主に地域の特産品である梅を加工して出荷してございます。食品衛生法が令和2年度に改正され、施設の一部改修を要することとなったため、このたび改修しようとするものでございます。公共施設の整備計画は令和5年度1年間でございます。事業費は204万6千円の計画額でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を、はい、斉藤マユミ議員。

○斉藤マユミ議員

はい、すいません。松原・小坂地域の排水管の問題ですけれども、これは地元とですね、これから説明があるかと思っておりますけれども、もう年数が長年たっておりますので、しっかりと丁寧な説明でお互いが納得いくような方向で進めさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、辺地の二郷、失礼しました松原地区でございますけど、施工後5年間で施工いたしますけれども、施工前には地域出向いて、しっかり説明をさせていただきながら、施工を進めたいと思っておりますので、はい準備したいと思っております。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第45号及び議案第46号について、別々に行います。議案第45号辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（松原・小坂辺地飲用水供給施設）を、起立により採決します。議案第45号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第45号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（松原・小坂辺地飲用水供給施設）は、原案のとおり可決しました。次に議案第46号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（二郷辺地加工施設）を、起立により採決します。議案第46号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第46号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（二郷辺地加工施設）は、原案の通り可決しました。

日程第4．議案第47号

○中本正廣議長

日程第4、議案第47号、安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。議案の追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、議案第47号、安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案件ですが、消防団員実員数が376人となっていることから、定員減を行うものでございます。議案を読み上げます。安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第1項中、500人を400人に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

現在、376人という、報告なんでございますが、この人数の中で、町外の方、町外でもこちらに参加されてる、実働されてる方はどうこう言うことはないんですが、町外にあって、全然、参加されないというような、団員はどのぐらいおられますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、議員の方からご指摘あったように、町外から通われる、こちらでお仕事をされていらっしゃる等々の理由でですね、消防団のほうに加入されていらっしゃる団員さんはいらっしゃるんですが、ただですね、ここ近年の実情を見ますと、従前のようにですね、例えば火事のときだけ出動いただくとかいうことではなく、報酬もですね、改定をいただいたようなこともあるんですけども、しっかりとですね、訓練等にも参加いただき、実際の消防団活動に活動していただいているというふうにとっております。以上でございます。

○中本正廣議長

人数はいいんですか。

○長尾航治総務課長

実人員に関しましてはすみません、町内町外の区分けをしておりませんので、数のほうを、手元に置いておりませんので、申し訳ございませんが、お願いします。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今の課長の説明ですと、ほぼ火事とか等々の行事には、顔を出されているという答えなんですが、要するに、頭数だけ頭数だけ、人数として、頭数だけ人数のうちに入ってる人数が大体どの程度いるかいうことを聞いている。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、非常に申し上げにくいところもあるんですけども、実際にはですね例えば訓練等、行くと、約200人近くの団員、これ全団員を招集したときにですね、参加してくれるのは、200名程度が大体出てきていただいと。残り170人程度はですね、やはり業務の関係であったりとか、実際お仕事されてらっしゃるといふ都合もあると思っております。ですから実際には、完全に何ていうんでしょう、一度も出てきていない団員はいないというふうには考えているんですけども、そういった都合上、何かの行事があれば、おおむね大体3分の2ぐらいの活動を見込んでいるというような状況でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第47号安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第47号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第47号安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第48号

日程第5、議案第48号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。議案の説明は先日町長行われておりますが、追加説明があれば受けます。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、それでは議案第48号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についての条例の一部改正について説明をさせていただきます。これは、本年4月1日に設立されました子ども家庭庁におきまして子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に伴いまして、本町の関係条例の一部改正を行うものでございます。まず、第1条におきまして安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。2条におきまして安芸太田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正。3条におきまして安芸太田町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正。第4条におきまして安芸太田町子ども子育て会議設置条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるもの、また、もととなります、法令の条文のずれを修正をするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第48号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを起立により採決します。議案第48号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第48号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決しました。

日程第6．議案第49号

日程第6、議案第49号財産の取得について（消防団活動服及びアポロキャップ）を議題といたします。議案の説明は先日町長により行われています。追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、議案第49号財産の取得について。議案の読み上げをもって、詳細説明とさせていただきます。次のとおり、財産を取得したいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。取得財産、消防団活動服及びアポロキャップ380着、契約の方法、一般競争入札、取得金額1,170万4千円。契約の相手方、有限会社野田久、野田久加計店、以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第49号財産の取得について（消防団活動服及びアポロキャップ）を、起立により採決します。議案第49号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第49号財産の取得について（消防団活動服及びアポロキャップ）は、原案のとおり可決しました。

日程第7．議案第50号

日程第7議案第50号財産の取得について（ホイールローダ除雪車）を議題といたします。議案の説明は先日、町長により行われておりますが追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第50号財産の取得について。次のとおり、財産を取得したいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。1. 取得財産、ホイールローダ除雪車1台、2. 契約方法、一般競争入札、3. 取得金額1,683万円。4. 契約の相手方、株式会社イトーでございます。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決を行います。議案第50号財産の取得について（ホイールローダ除雪車）を起立により採決します。議案第50号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第50号財産の取得について（ホイールローダ除雪車）は、原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第51号

○中本正廣議長

日程第8、議案第51号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算第2号を議題といたします。議案の説明は先日町長で行われておりますが、追加説明があれば受けます。はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課長補佐

はい、議案第51号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ1億1,812万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億7,500万8千円と定めるものでございます。第2条においては、債務負担行為の補正でございます。そして、第3条の方では、地方債の補正をさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から、国庫支出金として7,664万8千円。県支出金として350万円のほか、財政調整基金からの基金繰入金を517万4千円、さらには諸収入としまして240万円、そして町債としまして3,040万円をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。1枚めくっていただきまして2ページ目、歳出でございます。上から議会費、総務費、民生費を初めとして、3ページの教育費につきましてこの表のとおり所要額をそれぞれ補正させていただくものでございます。なお、今回の歳出補正につきましては、本年4月1日の人事異動に伴う職員給与費等の組替えの補正が、議会費や総務費、民生費などに含まれているものでございます。続いて資料4ページの方をご覧ください。第2表の債務負担行為の補正でございます。表の事項欄に明示しておりますけれども、道の駅再整備事業と定住促進住宅整備事業の二つの事業につきまして、表に定めるそれぞれの期間に応じてその所要額を債務負担行為の限度額として設定をするものでございます。次に5ページをご覧ください。第3表の地方債補正でございます。今回の補正につきましては、地方債の補正に関わる主なものには社会資本整備総合交付金に係る町道整備事業と、橋梁施設改良事業でありますとか、小規模崩壊地復旧事業及び、国県道改良事業に係るものでございましてこの一覧のとおり、公共事業等債を初めとする起債の限度額をそれぞれ増額して対応するものでございます。恐れ入ります。13ページの方を見ていただければと思います。人事異動に伴います職員給与費の予算の組替えについてですが、ご覧のとおり議会費から総務費の方にもございますけれども、進んで24ページまで、教育費の方までがですね保健体育費となりますけれども、それぞれ給与費が組替えに絡んでいるものでございます。この後の議案でお諮りいたします特別会計を含めまして全体として給与費では700万円の減額ということで計上させていただいております。それでは各補正予算の詳細につきましてただいまご説明いたしました、給与費の関係を除いて、担当課よりご説明を申し上げます。まず、財政担当の方から説明させていただきます。議会費の部分につきましてご説明させていただきますと、こちらはページは13ページ14ページの方になります。歳出の補正でございますけれども、1款の議会費の方で、議会運営事業の委託料がございます。こちらにつきましては、議会の進行状況をインターネットで配信するといったことを、9月定例議会を別途として運用されるといったことで、その環境構築として125万4千円を計上をさせていただいております。財政担当からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、恐れ入ります。それではここからはですね、各担当課から、歳出を中心に説明をさせていただきます。まず同じく13ページ14ページ、総務費、総務管理費、財産管理費の中の、福祉医療教育支援奨学金管理事業でございます。積立金といたしまして、240万計上させていただいております。こちらは、奨学金返還金を積み立てるものでございます。ページ少し進みまして、21ページ22ページ下段をご覧ください。消防費、非常備消防費といたしまして、補助金、30万3千円計上させていただいております。こちらは、地元消防施設整備の補助金といたしまして計上させていただいております。総務課は以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは健康福祉課分の補正につきましてご説明申し上げます。歳出の方で説明をさせていただきますので、もう一度、13ページ、14ページの方をお開きください。2款、下段でございます、総務費、総務管理費の諸費の中の、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付にかかります費用として、4,099万円を計上しております。こちらにつきましては、エネルギー、食料品等価格等の物価高騰により負担増を踏まえ、影響を受けている、低所得者世帯及び家計急変のあった世帯を支援するため、1世帯当たり3万円を支給するものでございます。給付金事務に必要な人件費や需用費、郵送料などの役務費や、システム改修に係る委託料として、事務的な経費として313万円。給付金につきましては、1世帯当たり3万円、1,262世帯分を想定し、3,786万円を計上させていただいております。なお、今回の補正に対します歳入でございますが、地方創生臨時交付金として、国庫補助金4,099万円を歳入予算として充てさせていただきます。続きまして17ページ、18ページの方をお開きください。3款、下段でございます。民生費、生活保護費の生活保護費総務管理事業における委託料として、139万2千円を計上しております。こちらにつきましては、令和5年10月に施行されます、生活保護に関する法改正に伴う生活保護事務処理システムの改修及び、生活保護に係るオンライン資格確認システムの整備改修に係る委託料でございます。このたびの補正に係ります歳入といたしましては、生活保護費国庫負担金として、2分の1相当額69万5千円を充てさせていただきます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。19ページ20ページをお開きください。中段下です。農林水産業費、林業費、治山費でございます。こちらの小規模崩壊地復旧事業、既に発注している工事ですが、工法の見直しのため、700万円をお願いするものです。事業費4万円、工事請負費696万円でございます。続きまして、21ページ22ページ中段です。土木費、道路橋梁費、道路新設改良費です。こちら3つございまして、町道整備事業、工事請負費と、その下3つ目の方ですけど橋梁施設改良事業、こちらのほう、町道整備の方は工事請負費の内示額の増額に伴います補正でございます。委託料、下の橋梁ですけどこちらは委託料、橋梁補修設計の委託料の増額補正でございます。道路の方が5,200万円、橋梁の方が1,650万円となっております。真ん中ですが、国県道改良事業負担金でございます。こちらの方は、県よりの工事費の負担金の増額に伴う補正でございます。336万4千円です。以上です。よろしく願います。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番影井議員。

○影井伊久美議員

委員会の中でも、度々説明を受けてきておりましたが、道の駅再整備事業の債務負担行為について、この中の運営費について、長期にわたり多額の支出があり、町財政を圧迫するものになると懸念いたしますが、どのような対策をお考えであるか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、債務負担行為の道の駅整備事業、23億2,915万円の支出のうちの運営費でございます。運営にあたりましては、まず、公募期間中に、各事業者から運営に関する計画の方を提案をしてもらいます。その辺のところをしっかりとこちらとしても調査し、また町の方も、運営事業者とともに協議の中で、町に納めてもらう金額というの、しっかり協議をしながら、決定をしていきたいというふうに思っております。したがって、今回の道の駅整備事業の債務負担行為額は上限額でございますけど、今後、事業者の計画の中で、審査会を経てですね、配点を、審査における配点をどうするか、こちらの運営に係る価格をどうするか、こちらの方も提案をしながら決定をしていきたいというふうに思っております。その中で、0系PPPできれば、費用負担が、将来的にゼロになるような、運営を目指していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

14ページなんですけど、福祉医療奨学資金の返還について私、いつもこれが出るたびに聞いているよう

な気がするんですが、そもそもこの奨学金っていうのは町内の医療機関に就職して従事する場合は、免除になるというふうなものだと思うんですが、あえてここで償還される、しかも一括で償還されるというのは、そもそも就職されなかったのか途中で途中でやめられたのかその辺の事情はどうでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、今回の場合なんですけれども、まずですね、これ資格、看護師の資格を取得するためにですね、頑張っていたらっしゃった方です。病院の方にも、お勤めをいただいております。お勤めをいただきながら、その資格をですね、取得するために頑張っていたらっしゃいましたが、資格の方を断念され、退職の方もされたということで、本人のほうから一括返還の申出があったものでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。その上で、奨学資金を受けられるそして就職されるっていうその、3年なら3年を全うされるという、この、なんていう、率というかそれはどうなんでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、これもなかなか非常に全部は申し上げにくいところもあります。その奨学金を受けられる方でまた家庭事情等で違ってまいります。ここ最近ではですね、やはり、お勤めをそのままいただいて、返還をしない、返還をしないところまでしっかりお仕事をさせていただいてるという実情もありますし、またそのまま継続してお仕事をお勤めさせていただいてる方も多ございます。ただ、やはり家庭の事情等々もあります。そういった問題に関しましてはですね、やはり個別に、特に病院の方が、面談等もさせていただきながら、事情聞き取りをさせていただき、できるだけ長いことお勤めいただけるようにという配慮はさせていただいております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい1点確認なんです、今回の給与費の補正は、4月の人事異動に伴う調整が中心だろうと思うんですが、1点、時間外勤務手当が700万円増額になっております。特別な何か事情がありますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、先ほどの説明では全体額としまして人件費この時期の組替えとしましては、差引きゼロ額でいつも補正の方をお願いしているところでございます。こちら700万円全体の、特別会計も合わせた700万円の減額というところで、まずこれは、1点、3月の上程、議案上程の直後にですね、職員が退職を申出したということでこの分についてマイナスをさせていただいているものでございます。時間外手当の部分につきましては、やはり全体の状況を見ながらですね、少し調整をさせていただき、時間外手当の部分を少し、加味させていただいた分でございます。特にやはり、先般もご質問ありましたように、各それぞれの部署で人員が不足しているようなこともあります。そういった意味からですね、やはり時間外、少し増えるんじゃないかという想定も立てながらさせていただいたところでございます。もちろんですね、時間外に関しましては、極力、少なく、減額させていただきながら、また最終3月定例会には、きちんと減額した形で、また上程をさせていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第51号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）を起立により採決します。議案第51号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第51号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第52号
日程第10. 議案第53号
日程第11. 議案第54号

日程第9、議案第52号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第11、議案第54号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、それでは議案第52号、議案第53号について私のほうからご説明をさせていただきます。まず議案第52号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ425万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、8億4,625万9千円と定めるものでございます。この内容でございますが、職員給与費について、令和5年4月1日付、人事異動に伴う配属先の会計科目への組替えによるものでございます。続いて議案第53号、令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。このたびの補正は歳入歳出予算の総額はそのままで、職員給与費につきまして令和5年度、令和5年4月1日付け人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えを行うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、続きまして、議案第54号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億9,320万5千円と定めるものでございます。このたびの補正は、職員給与について、令和5年4月1日付の人事異動に伴う、配属先の会計科目への組替えによるものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第52号から54号までについてを別々に行います。議案第52号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第52号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第52号安芸太田町、ごめんなさい、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。次に、議案第53号、令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第53号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第53号、令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。次に議案第54号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第54号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第54号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

日程第12. 承認第3号

日程第12、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続きまして、提案説明をさせていただきます。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。町職員の運転する公用車がバイクと接触した物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは、専決処分書の読み上げをもって、詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和5年5月1日、午後3時50分頃、町職員の運転する公用車が国道191号を加計方面に向かって運転中、建設事業所駐車場へ右折進入しようとした際に、可部方面に進行するバイクと接触した物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。1. 本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が、100、失礼しました。19万4,448円を支払う。2. 本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。3. 上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについてを起立により採決します。承認第3号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

日程第13. 陳情第7号

日程第14. 発委第2号

日程第13、陳情第7号、地方財政の充実強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について及び日程第14、発委第2号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。はい。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

令和5年6月9日、安芸太田町議会議長、中本正廣様。総務常任委員会委員長末田健治。委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告します。件名、陳情第7号、地方財政の充実強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書。提出者、安芸太田町職員労働組合執行委員長佐々木一。陳情の要旨、社会保障の維持・確保・人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること、ほか9項目、以上陳情採択等関係機関への意見書提出。審査結果でございます。人口減少著しい山村過疎地域の自治体は、自主財源が乏しい中で、住民の安全、安心の暮らしを確保するため、諸課題に取り組んでいるところです。急激な少子高齢化に伴う医療、介護などの社会保障制度の整備や、物価高騰対策などには、より安定的な地方財源の確保が必要です。本町のような、脆弱な財政基盤のもとでは、住民の暮らしを守るための施策展開には限界があり、国に対し、地方財政の充実強化を求める必要があります。よって、採択すべきものと決しました。以上報告します。次ページ、地方財政の充実強化に関する意見書案については記載のとおりでございます。続きまして、発議第2号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14

条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和5年6月9日、提出者、総務常任委員会委員長、末田健治。安芸太田町議会議長中本正廣様。提案理由、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を、的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること、ほか9項目のことについて、意見書を提出しようとするものである。提出先は、衆参両院議長参議院議長、内閣総理大臣ほか、関係大臣。次ページ、地方財政の充実強化に関する意見書案については、別紙記載のとおりでございます。令和5年6月、安芸太田町議会、提出先は、先ほどと同じでございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で末田委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第7号、地方財政の充実強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について及び、発委第2号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第7号を採択し、発議第2号により、意見書を提出しようとするものです。陳情第7号及び、発委第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第7号、地方財政の充実強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について及び、発委第2号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての2件は、委員長の報告のとおり、陳情を採択して意見書を提出することに決定しました。お諮りします。ただいま佐々木美知夫議員から、発委第2号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として、第1として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第2号

追加日程第1、発議第2号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。佐々木美知夫議員からの説明を求めます。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第2号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和5年6月9日、提出者安芸太田町議会副議長、佐々木美知夫。賛成者、総務常任委員長、末田健治、産業建設常任委員長、津田宏。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正するため、本案を提出するものである。改正の内容は、特別委員会の設置に当たり、副委員長を2人以上とする必要があるため、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する、提出するものである。条例案、安芸太田町議会委員会条例、平成16年10月7日条例第175条の5号の一部を次のように改正する。第8条第1項中に、ただし、特別委員会の副委員長は2人以上置くことができると加えます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから、副議長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。発議第2号安芸太田町議会委

員会条例の一部を改正する条例案についてを起立により採決します。発議第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第2号、安芸太田町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決しました。

日程第 15. 閉会中の継続審査について

日程第15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員会委員長から、陳情第6号、陳情第9号の2件については、閉会中の継続審査をしたいとの申出があります。お諮りします。この陳情2件については、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号、陳情第9号の2件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16. 閉会中の継続調査について

日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。ここで閉会に当たって町長から発言が申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、発言の機会をいただきましたので、令和5年度第4回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重かつ熱心なご審議をいただき、また、令和5年度補正予算並びに関係議案を可決いただきましたことについて、深く感謝申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りましたご意見につきましては、予算執行並びに業務遂行にあたって、特に念頭に置いて対応してまいります。広島では、G7サミットという大きな事業があったわけですが、こと、本町においては、太田川河川整備計画の変更、とりわけ新規ダム建設の提案が大きな関心を集めております。町としても、時間のない中ではありますが、町民の安全確保には必須の取り組みと受け止め、精いっぱい対応に努めているところでございます。一般質問でもお答えしたとおり、現在は、地域住民の意向を確認しているところではございますが、議員各位よりいただいたご示唆を踏まえながら、できるだけ早い段階で、町としての判断を明らかにしたいと考えております。議会におきましても、急ぎ調査特別委員会を立ち上げていただきましたことに感謝を申し上げながら、町の将来にも関わる大きな事業でございますので、今後、議会においても適切にご審議を進めていただきますよう、町としても、できる限りの情報提供等に努めてまいります。これから、本町も本格的な梅雨シーズンを迎えます。我々も引き続き最大限の警戒であたってまいります。議員各位におかれましても、気をつけてお過ごしいただきますようお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和5年第4回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 2 時 2 0 分 閉会
